

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月14日

【報告者の名称】 株式会社日立メディコ

【報告者の所在地】 東京都千代田区外神田四丁目14番1号

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区外神田四丁目14番1号

【電話番号】 03-3526-8809

【事務連絡者氏名】 執行役総務本部長 佐々木良二

【縦覧に供する場所】 株式会社日立メディコ
(東京都千代田区外神田四丁目14番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社日立メディコをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社日立製作所をいいます。
- (注3) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注4) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社日立製作所
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年11月13日開催の取締役会において、公開買付者による、当社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することの決議をいたしました。

なお、当社の当該取締役会決議は、下記「（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載の方法により行なわれたものであります。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している当社の株式24,411,400株（公開買付者が所有する直接所有分24,396,400株及び公開買付者の100%子会社である株式会社日立アーバンインベストメントが所有する間接所有分15,000株の合計株数）（当社が平成25年11月12日に提出した第98期第2四半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の当社の発行済株式総数（39,540,000株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）は61.74%（小数点以下第三位を四捨五入）であり、その内、直接所有分の所有割合は61.70%（小数点以下第三位を四捨五入）、間接所有分の所有割合は0.04%（小数点以下第三位を四捨五入）を所有し、当社を連結子会社としておりますが、この度、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限は設定されておりません。従って、本公開買付けにおいては、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。

公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて当社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の取引（以下、本公開買付けと併せて「本取引」といいます。）を実施することにより、当社の発行済株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定とのことです。

本公開買付けの背景

公開買付者並びに当社を含めた公開買付者の子会社及び関連会社からなる日立グループは、情報・通信システム、電力システム、社会・産業システム、電子装置・システム、建設機械、高機能材料、オートモティブシステム、デジタルメディア・民生機器、その他（物流・サービス他）、金融サービスのセグメントに亘って、製品の開発、生産及び販売からサービスの提供に至るまで幅広い事業活動を展開しています。

公開買付者は、本年5月に「日立は、社会が直面する課題にイノベーションで応えます。優れたチームワークとグローバル市場での豊富な経験によって、活気あふれる世界をめざします。」という日立グループのあるべき姿を示した「日立グループ・ビジョン」を策定し、公表しました。そして、このビジョンの実現に向けたアクション・プランとして本年5月に策定・公表した「2015中期経営計画」において、「社会・お客様が抱える課題を共に見出し、“One Hitachi”で解決」すること及び「プロダクト、サービス、IT(クラウド)を組み合わせたソリューションによりイノベーションを実現」することを内容とする「社会イノベーション事業」を展開することとしています。

ヘルスケア分野は、先進国における人口の高齢化や新興国等における医療水準向上など様々な対応すべき課題が存在する分野であるとともに、今後の市場としての成長が見込まれる分野であり、日立グループが「社会イノベーション事業」を展開していくべき重要な分野であるとの認識のもと、本年10月にはグループ全体のヘルスケア分野における事業戦略の立案を目的として、ヘルスケア事業戦略本部を新設したとのことです。

公開買付者は、今後、日立グループとしてヘルスケア分野における「社会イノベーション事業」を推進していくため、健診・疾病予防、検査・診断・治療などの分野において、病院や医療従事者が提供する医療関連サービスの質及び量を向上させるために必要なソリューションを提供するという基本的方向性の下、以下の分野を注力成長分野として事業強化することを検討しております。

- (i) 既存の画像診断機器を中心とした医療機器及び情報通信技術（ICT）をベースとして疾病別対応医療機器の販売を強化すること。
- (ii) 病院・医療従事者に対して統合的な医療ソリューションを提供できるシステムインテグレーター、コンサルタントとして、診断にとどまらず、予防、治療、予後に関わるサービスの連携を促進すること。
- (iii) 病院の経営課題（運営、調達等の効率化）に資するソリューション・サービスを提供すること。

公開買付者は、これらの事業強化を実施するためには、ヘルスケア分野において日立グループでの顧客対応を一元化し、顧客と密接した事業展開ができる体制を早急に構築する必要があると考えているところ、当社は、国内外の病院を中心とする医療関係のマーケットにおいて、営業・マーケティングなどを通じて顧客ネットワークを着実に築いています。そこで、公開買付者は、当社の有するネットワークを核としてグループ内の顧客対応を一元化することが、日立グループのヘルスケア分野における「社会イノベーション事業」の推進に資すると考えております。

一方、当社は、診断用超音波装置、MRイメージング装置、診断用X線装置、X線CT装置を中心とした画像診断機器の研究開発、設計、製造、販売、保守サービスを一貫して手掛ける医療機器メーカーであり、日立グループのヘルスケア分野の中核を担う企業であります。

当社は、公開買付者の関連会社として、昭和24年に設立され、その後、昭和26年に公開買付者の完全子会社となりましたが、資金調達力の強化、会社の対外的信用力の増大、知名度の向上及び内部組織の整備促進等の経営体質の強化等を目的として、平成3年11月に東京証券取引所市場第二部に上場し、その後、平成8年9月に東京証券取引所市場第一部に上場しております。なお、当社は平成3年11月の上場以降現在まで公開買付者の連結子会社であります。

世界の医療機器市場は、現在、着実な成長を遂げており、今後も拡大が見込まれています。しかしながら、市場における企業間競争は熾烈を極め、当社の競合企業である世界的な総合医療機器メーカーは、近年のM&Aによる業容拡大もあり、事業規模、資金力等において当社を大きく上回っています。かかる状況にあって、当社が展開する画像診断機器は、先進国での販売に一定の成果が見られるものの、新興国開拓や、ITや治療機器などの周辺領域との融合等、事業の成長のためのさらなる施策が求められています。

当社は、これに対応すべく、医療機器事業に係る損益を改善し、高収益企業体質を構築していくこと、グローバルシフトを加速し、海外での医療機器の販売を促進すること等の取り組みを行ってまいりました。今後におきましても、収益性の改善に引き続き注力する必要があるとあり、また、当社の中期経営計画の目標年度である2015年度に、海外売上高比率を2012年度の35%から、当該中期経営計画において目標として記載している45%まで伸長させるためには、M&A等を含めた一層の事業強化が必要です。

本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を推奨するに至った意思決定の過程及び理由

(ア) 意思決定の過程及び理由

このような中、当社と公開買付者は、平成25年10月上旬頃の公開買付者からの提案を契機に、当社は、当社及び公開買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、公開買付者は、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任のうえ、両社の企業価値を一層向上させることを目的とした諸施策について複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社と公開買付者は、公開買付者が当社を完全子会社とすることで、より安定した資本関係を構築し、公開買付者の社内カンパニーのヘルスケア関連事業と一体化した事業運営を行うことが、当社、ひいては日立グループの企業価値を向上させるために有益であるとの結論に至りました。

すなわち、当社の完全子会社化により、当社と公開買付者及び日立グループ内のヘルスケア関連事業との間には、様々な連携の実施が可能になると考えられます。販売投資及び研究開発投資においては、当社が公開買付者の完全子会社になることにより、上記のとおり企業間競争が熾烈を極め、また、事業規模、資金力等において当社を大幅に上回る競合企業が存在する世界の医療機器市場において重要となる、公開買付者と当社が一体となつてのより大規模な戦略投資や迅速な意思決定が可能となります。また、当社が公開買付者の完全子会社になることにより、公開買付者と当社との間でヘルスケア事業のリソース（人財、資金、ノウハウなど）を共有化し、柔軟かつ戦略的な事業運営を図ることができます。具体的には、以下のとおりです。

- (i) 両社のヘルスケア関連事業において、開発、営業・マーケティングなどの顧客対応を一元化するとともに、日立グループのヘルスケア分野の中核を担う医療機器メーカーである当社のプロダクトを日立グループ内のヘルスケア関連事業と組み合わせることで、「プロダクト、サービス、IT（クラウド）を組み合わせたソリューションによりイノベーションを実現」することを内容とする「社会イノベーション事業」をヘルスケア分野で推進していくことが可能となります。例えば、放射線治療領域において、従来は当社においては当社が販売するX線治療機器を、公開買付者においては公開買付者が販売する粒子線治療機器を顧客に対して提案していたのに対し、顧客対応の一元化を図ることにより、顧客のニーズに応じ最適な治療機器を提案することができる等のソリューション提案力の強化が見込まれます。
- (ii) 当社にとっては、公開買付者研究所との一層の連携による研究開発力の強化、日立グループの調達力をさらに活用したコスト競争力の強化に加え、海外で日立グループとして提供する病院向けのサービスやファイナンスとの連携による当社の画像診断機器の販売拡大や公開買付者現地法人を活用した新興国における販売拠点の拡充が見込まれます。また、当社が競合企業に伍していくための投資実行力も強化されると考えます。さらに、当社にとっては、公開買付者の社内カンパニーのヘルスケア関連事業と一体となつて事業展開を行うことにより、ITや治療機器などの周辺領域との融合（例えば、当社の医療情報システムや画像診断機器と、画像を蓄積管理する公開買付者のストレージシステムやクラウドサービスとの連携や、当社の画像診断機器と、公開買付者が事業展開する粒子線治療装置との組合せによる診断・治療が一体となったシステムの提供等）という課題を早期に解決することが可能となります。

さらに、当社と公開買付者は、それぞれのファイナンシャル・アドバイザーからの助言を踏まえ、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）並びに本取引の諸条件について協議・検討を重ね、当社と公開買付者との複数回に亘る協議・交渉を行ってまいりました。上記協議・交渉の中で、公開買付者からの買付価格の提案に対し、当社は、大和証券からの助言を踏まえ、当社の過去の株価推移や類似の事案におけるプレミアム率、株価純資産倍率（PBR）を踏まえた株価水準等を参考として、買付価格の再検討を公開買付者へ依頼しました。その結果、本公開買付価格は、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付している当社が判断するに足る価格で合意するに至りました。具体的には、（ ）後記「（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、大和証券による算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、（ ）当社の過去14年間の株価推移を上回る価格であること、（ ）平成25年11月13日の前営業日である平成25年11月12日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,338円に対して34.5%（小数点以下第二位四捨五入。以下、本項の%の数値において同じ。）、平成25年11月12日までの過去1ヶ月間の終値単純平均株価1,348円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均株価の計算において同じ。）に対して33.5%、平成25年11月12日までの過去3ヶ月間の終値単純平均株価1,271円に対して41.6%、平成25年11月12日までの過去6ヶ月間の終値単純平均株価1,290円に対して39.5%のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、（ ）株価純資産倍率（PBR）1倍にあたる株価水準（平成25年9月30日時点の1株当たり連結純資産は、約1,792円）を上回る価格であること、（ ）後記「（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を回避するための処置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものと判断いたしました。

なお、当社は平成25年11月13日付「剰余金の配当に関するお知らせ」で公表したとおり、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合で、かつ、その後に予定されている公開買付者による当社の完全子会社化が実施される日が平成26年4月1日以降の日となることを条件に、平成26年3月期（平成25年4月1日～平成26年3月31日）の期末配当を無配とすることを決議しました。公開買付者による当社の完全子会社化が実施される日が平成26年4月1日以降の日となる場合には、平成26年3月31日を基準日とする期末配当を行うと、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、上記を決議しました。

（イ）本取引後の経営方針

当社と公開買付者は、当社の完全子会社化後に、当社の事業と公開買付者の社内カンパニーのヘルスケア関連事業を一体として運営するとともに、最適な事業戦略を策定、実行していく予定です。その具体的な方法については、今後検討してまいります。その際、公開買付者は、当社の事業の特性や運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、当社の事業の強化を図っていきます。また、公開買付者は、完全子会社化後の当社の経営体制について、基本的に現状の経営体制を尊重する方針です。

（3）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は本書提出日現在において公開買付者の連結子会社であるため、当社及び公開買付者は、少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として以下のような措置を実施いたしました。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である大和証券に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、平成25年11月12日付で大和証券から株式価値算定書を受領しました（なお、当社は大和証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。大和証券による当社の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

大和証券は、当社からのかかる依頼に基づき、当社の収益性、資産性、将来性等の様々な要素を反映し、資本市場において形成される市場価格に基づく客観的算定手法である市場株価法及び当社の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、当社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定するDCF法の各手法を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行っており、当社は平成25年11月12日に大和証券より株式価値の算定結果の報告を受けております。大和証券が採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は、市場株価法では平成25年11月11日を基準日として、東京証券取引所における当社普通株式の算定基準日の終値1,345円、過去1ヶ月間の終値単純平均株価1,348円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）、過去3ヶ月間の終値単純平均株価1,268円及び過去6ヶ月間の終値単純平均株価1,290円を基に1,268円から1,348円と算定されており、また、DCF法では、当社の事業計画、当社とのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、平成25年9月末日を基準日として、平成26年3月期から平成28年3月期までの3期分（ただし、平成26年3月期は平成25年10月から平成26年3月の6ヶ月分）の当社の将来の収益予想に基づき、当社が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、1,621円から2,088円と算定されております。割引率は、6.37%～7.57%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は0.00%～0.50%として算定されております。なお、DCF法による算定の基礎とされた、当社が大和証券に提供した事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれています。これは主として、中国及び米国等の海外市場における販売拡大による増収増益を見込んでいるためです。また、当社及び公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている、ソリューション提案力・研究開発力・コスト競争力・販売力・投資実行力等の強化や販路拡大等の各種施策の効果につきましては、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、株式価値算定の基礎とされた財務予測等に加味されております。DCF法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	平成26年3月期 (6ヶ月)	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	93,820	175,000	190,000
営業利益	5,384	6,000	9,500
E B I T D A	7,741	11,343	14,975
フリー・キャッシュ・フロー	1,253	2,385	7,867

なお、第三者算定機関である大和証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、当社株式の価値算定を行い、公開買付者は野村證券から平成25年11月13日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

- () 市場株価平均法：1,271円～1,348円
- () 類似会社比較法：1,302円～2,388円
- () DCF法：1,446円～2,248円

まず市場株価平均法では、平成25年11月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日終値1,338円、直近1週間の終値単純平均値1,332円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じ。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,348円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,271円、及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,290円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,271円から1,348円までと分析しているとのことです。

次に類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を評価し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,302円から2,388円までと分析しているとのことです。

最後にDCF法では、当社から提供した事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,446円から2,248円までと分析しているとのことです。なお、DCF法の前提とした当社の事業計画においては、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、中国及び米国等の海外市場における販売拡大による増収増益を見込んでいるためです。

公開買付者は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同及び応募推奨の可否、当社株式の過去6ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の経過等を踏まえ、公開買付者は最終的に平成25年11月13日の執行役社長の決定によって、本公開買付価格を1株当たり1,800円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格1,800円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月12日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値1,338円に対して34.5%（小数点以下第二位四捨五入。以下、本項の%の数値において同じ。）、平成25年11月12日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,348円に対して33.5%、平成25年11月12日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,271円に対して41.6%、平成25年11月12日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,290円に対して39.5%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成25年11月13日の当社株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,347円に対して33.6%のプレミアムを加えた金額となります。

独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社の支配株主である公開買付者と利害関係がなく、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。

中村・角田・松本法律事務所は、必要に応じて、小豆畑茂氏（以下「小豆畑氏」といいます。）及び栗原和浩氏（以下「栗原氏」といいます。）を除く当社の取締役（小豆畑氏及び栗原氏は、公開買付者の執行役を兼務しているため、利益相反回避の観点から、公開買付者との間で当社取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、下記「利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載の取締役会を含む本公開買付けに係る当社取締役会における議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。）、執行役及び従業員、当社の第三者算定機関である大和証券、公開買付者及び公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から本公開買付けを含む本取引に関する質疑応答を行う等事情を聴取し必要な資料の提出を受け、また、当社の執行役及び当社の第三者算定機関である大和証券との間でそれぞれ複数回協議する等して、その法的助言にあたり関連する情報を取得しております。

当社は、中村・角田・松本法律事務所から受けた、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を参考に、本公開買付けを含む本取引の具体的な条件等について慎重に協議・検討を行っております。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性及び適正性を担保することを目的として、当社の支配株主である公開買付者と利害関係のない外部の有識者であり、上記「独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、当社及び公開買付者から独立した当社のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所に対し、本取引の目的、意思決定過程の手続及び対価の公正性の観点から、(i)本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値向上に資するか、(ii)本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。

同事務所は、上記諮問事項について検討を行うに当たり、まず、当社及び公開買付者より提出された各資料の確認・検証を行いました。その上で、同事務所は、当社の執行役常務兼取締役である村瀬悦男氏（以下「村瀬氏」といいます。）、執行役常務である前田常雄氏（以下「前田氏」といいます。）及び執行役である佐々木良二氏（以下「佐々木氏」といいます。）から、本公開買付けを含む本取引の概要、本取引の背景、本取引の意義・目的、公開買付者及び当社の状況、公開買付者及び当社が意思決定をするに至る経緯・検討過程について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行った上で、当該説明と提出を受けた各資料との整合性について検証しております。また、同事務所は、村瀬氏、前田氏及び佐々木氏から、当社の事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で、第三者算定機関である大和証券から、大和証券が当社に対して提出した株式価値算定書について説明を受け、質疑応答を行っております。

同事務所は、かかる経緯のもと、上記諮問事項について慎重に検討を行い、その結果、当社は、同事務所から、平成25年11月12日付で、(i)当社における現状認識、本取引についての公開買付者の説明、当該説明に対する当社の評価等からすれば、本公開買付けを含む本取引は、(a)大規模な戦略投資を機動的に行う体制の構築のほか、製品に適合する部品の調達や調達した部品に適合する製品を設計する能力の増強等、(b)先進国市場を中心とした当社の医療機器とITとを組み合わせた仕組みの提供、(c)新興国市場における販売拠点の確保、パッケージ型の提案を行う販売体制の構築やリレーションの構築という、当社の今後の企業価値向上にとっての重要なポイントとなる事情のいずれにも寄与することが合理的に見込まれるので、当社の企業価値向上に資するものであると認められ、また、(ii)本公開買付けは、(a)株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除及び価格の適正性を担保する客観的状況の確保のための具体的対応として必要と考えられる項目について対応がされており、本公開買付けの透明性・合理性確保のための配慮がなされていること、(b)本公開買付価格は、大和証券による当社普通株式の株式価値の算定結果のうち市場株価法に基づく算定結果の上限を上回る価格である上、DCF法に基づく算定結果のレンジの下限を相当程度上回る価格であり、類似の事案に関する裁判例等からみても、相当程度のプレミアムを有した価格であると考えられ、かつ、当社の1株当たり連結純資産額を上回る価格である上、当社の過去14年間の株価推移を上回る価格であること等の事情からすれば、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする意見書を入手いたしました。

利害関係を有しない取締役全員の承認

当社は、大和証券より取得した株式価値算定書、中村・角田・松本法律事務所から得た法的助言、上記「支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」記載の意見書その他の関連資料を踏まえ、公開買付者による当社の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、当社の完全子会社化により、公開買付者と当社が一体となつてのより大規模な戦略投資や迅速な意思決定、ヘルスケア事業のリソース（人財、資金、ノウハウなど）の共有化をはじめとするヘルスケア分野の連携の推進が可能となるほか、公開買付者研究所との一層の連携による研究開発力の強化や、当社の画像診断機器の販売拡大や公開買付者現地法人を活用した新興国における販売拠点の拡充が見込まれることから、本公開買付けが当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、また、本公開買付価格は株式価値算定書により算定されている当社の株式価値からみて合理的なプレミアムを付した価格であり、かつ、独立した法律事務所の法的助言を得ていること及び当該法律事務所の作成に係る意見書により本公開買付けの手の公正性が確認されていることも踏まえれば、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年11月13日開催の取締役会において、小豆畑氏及び栗原氏を除く取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することの決議をいたしました（判断過程及び理由の詳細については、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を推奨するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。）。

また、当社の取締役のうち、小豆畑氏及び栗原氏は公開買付者の執行役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、公開買付者との間で当社取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会を含む本公開買付けに係る当社取締役会における議案の審議及び決議には、一切参加しておりません。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

なお、公開買付者は、買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い26営業日に設定しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針とのことであり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、遅くとも平成26年4月頃までを目処に、当社を完全子会社とする予定とのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後に、当社との間で、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（公開買付者が所有する当社株式を除きます。）を取得することを企図しているとのことです。本株式交換においては、公開買付者を除く当社の株主の皆様が所有する当社株式の対価として公開買付者の株式を交付することを予定しているとのことであり、本公開買付けに応募されなかった当社株式を含む当社の全株式（公開買付者が所有している当社株式を除きます。）は全て公開買付者の株式と交換され、公開買付者の株式1株以上を割り当てられた当社の株主の皆様は、公開買付者の株主となります。なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、公開買付者における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第784条第1項に定める略式株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、当社と公開買付者それぞれの株主の皆様が利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と公開買付者が協議の上で決定いたしますが、本株式交換により当社の株主の皆様が受け取る対価（公開買付者の株式。ただし、公開買付者の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。以下同じです。）を決定するに際しての当社株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格にする予定です。

本株式交換に際しては、完全子会社となる当社の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手続に従い、当社に対して株式買取請求を行うことができます。

ただし、本公開買付けの決済後の基準日時点（当社は本公開買付けの決済後2014年1月上旬までに基準日を設定することを想定しております。）の当社における米国人株主の所有割合（注）が10%を超え、本株式交換の実施により公開買付者に米国1933年証券法（Securities Act of 1933。以下「米国1933年証券法」といいます。）に基づく登録届出書（以下「本登録届出書」といいます。）の提出が必要になる場合、本登録届出書の効力発生までには米国人株主の所有割合が10%を超えるか否か当社及び公開買付者が確認できる時点から少なくとも6ヶ月程度の期間が必要になると見込まれることから、かかる場合には、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様が速やかに投資回収の機会を提供すべく、公開買付者は、本株式交換の方法に代えて、本登録届出書の提出が不要である以下の方法により、当社を完全子会社とすることを企図しているとのことです。なお、上記基準日時点における米国人株主の所有割合が10%を超えるか否かは、2014年2月までに判明する予定であり、当社及び公開買付者は、米国人株主の所有割合が10%を超えるか否かが判明次第速やかに、いずれの方法により公開買付者が当社を公開買付者の完全子会社とするか決定のうえ公表する予定です。

（注：米国人株主の所有割合は、米国1933年証券法に従い算定されますが、概要、米国人株主が所有する当社の株式数を、当社の発行済株式総数から公開買付者及び日立グループが所有する当社株式並びに当社が所有する自己株式を控除した数で除した割合となります。）

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できるようにする旨の定款の一部変更を行い、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、当社の定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類株式の当社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を平成26年2月を目途として開催することを当社に対して要請する予定とのことです。

また、本臨時株主総会において上記の付議議案の承認決議がなされ、上記に係る定款の一部変更の効力が生じると、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となること、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる当社の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、公開買付者は当社に対し、本臨時株主総会の開催日と同日を開催日として、上記の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付されたうえで、その全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（ただし、当社を除きます。）には当該取得の対価として当社の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の別個の種類株式を当社に対し売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の別個の種類株式の売却の結果、各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう、算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される当社の別個の種類株式の内容及び数は、本書提出日現在未定ですが、かかる株式の数については、公開買付者が当社の発行済株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者以外の本公開買付けに応募しなかった当社の株主に対して交付する数が1株に満たない端数となるように決定する予定です。

なお、上記の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された当社の普通株式全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得が当社の本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立ての適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、公開買付者は、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、又は公開買付者以外の当社の株主による当社の普通株式の所有状況によっては、上記の各手続に代えてそれと概ね同等の効果を有する他の方法により当社の完全子会社化を実施する可能性があります。また実施時期に変更が生じる可能性もあるとのことです。ただし、その場合であっても、本株式交換の実施に本登録届出書の提出が必要となる場合には、公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当社の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。この場合における具体的な手続については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表いたします。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社の株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続により、公開買付者は当社を完全子会社とすることを企図していますので、その場合、当社の株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

取締役

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
小豆畑 茂	取締役会長	-	3,000	3
北野 昌宏	取締役	-	3,000	3
村瀬 悦男	取締役	-	2,000	2
山本 章雄	取締役	-	1,000	1
小杉 憲一郎	取締役	-	5,000	5
栗原 和浩	取締役	-	2,000	2
田淵 智久	取締役	-	-	-
計	-	-	16,000	16

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本報告書提出日現在のものです。

(注2) 取締役 小豆畑茂、栗原和浩、田淵智久の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 所有株式数及び議決権の数は、それぞれ当社役員持株会を通じた所有株式数及びそれらに係る議決権の数を含めております。

執行役

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
北野 昌宏	代表執行役 執行役社長	-	上記 取締役参照	上記 取締役参照
村瀬 悦男	執行役常務	財務本部長	上記 取締役参照	上記 取締役参照
前田 常雄	執行役常務	事業企画本部長 (兼)サービス事業本部長	2,000	2
佐藤 修一	執行役常務	国内営業本部長	3,500	3
山本 章雄	執行役常務	柏事業場代表者 CT・MR事業部長 (兼)メディカルIT事業部長 (兼)環境本部長	上記 取締役参照	上記 取締役参照
鈴木 正慶	執行役	柏事業場副代表者 XR事業部長	2,000	2
江戸 邦夫	執行役	柏事業場副代表者 輸出管理本部長	2,000	2
大島 伸夫	執行役	国際営業本部長	3,000	3
佐々木 良二	執行役	総務本部長 (兼)リスク対策本部長 (兼)コンプライアンス本部長	1,000	1
吉野 仁志	執行役	柏事業場副代表者 CT・MR事業部副事業部長	1,000	1
佐々木 茂延	執行役	XR事業部副事業部長 (兼)メディカルIT事業部 副事業部長 (兼)国内営業本部副本部長	2,000	2
谷口 恭彦	執行役	事業企画本部副本部長 (兼)国際営業本部副本部長	1,000	1
田上 正彦	執行役	柏事業場副代表者	1,000	1
計	-	-	18,500	18

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本報告書提出日現在のものです。

(注2) 執行役の所有株式数及び議決権の数の合計には、取締役兼務執行役の所有株式数を含んでおりません。

(注3) 所有株式数及び議決権の数は、それぞれ当社役員持株会を通じた所有株式数及びそれらに係る議決権の数を含めております。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。